

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 私立学校の場合 / 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ

[illegible]

●公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を通じて、当該地方公共団体の長に報告（法301第1項）。地方公共団体の長等は、必要である認めるときに両調査を行い（第2項）。
再調査を行ってはならない旨の報告に転換する（第3項）。
●国立大学機関：国立大学法人の学長又は理事長を通じて、文部科学大臣に報告（法29第1項）。●公立大学機関学長：公立大学法人の学長又は理事長を通じて、当該公立大学法人を管轄する地方公共団体の長に報告（法300第2項第2号）。
●私立学校：当該学校を管轄する都道府県知事を通じて（法301第1項）。●専攻学校設置者が設置する学校：表紙巻頭部分に代表執行役員を通じて、認定地方公共団体の長に報告（法302第1項）。
●再調査は、報告を文書でなく本人 顔の傍写した写真及び公印の添付が必要であるときに行い（法29第2項第30項第31項第32項）

※2 起点1～3（青緑の太枠）は重大事象を把握する入口。3つは並列の入口で相互に前提関係はない。受付（教員・学校法人・都教委等）は、届いた申立て等を学校へつなく窓口、

※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を以て安とするが、連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。

※6 赤い「課題N」は、その中に【課題 論点】の同じ番号の項目があることを示す。クリックすると下の該当項目へ移動する（SVG版のみ）。

の対応 $\Gamma \cap \Gamma' = \{ \Gamma = \Gamma' \}$ (別) 全体像 (縮小のため文字は小さめ 読みやすい)